

岩手県告示第304号

景観法（平成16年法律第110号）第90条第2項の規定により、次のとおり良好な景観の形成に関する協定（以下「景観協定」という。）を認可した。

令和5年5月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 景観協定の名称 クラッセ北日詰景観協定
- 2 景観協定の目的となる土地の区域 紫波郡紫波町北日詰字東ノ坊地内（別紙図面のとおりに。）
- 3 景観協定の写しの縦覧場所 岩手県県土整備部都市計画課

備考 「別紙図面」は、省略し、景観協定の写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。